

西宮市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）が介護を受けることが一時的に困難となった場合、又は家族だけではお世話が足りない場合に同法第19条の2第2項第1号に基づき、当該小慢児童等を一時的に介護者に代わって、若しくは介護者と一緒に必要な日常生活上のお世話を行うことにより、小慢児童等を介護する家族等の負担を軽減し、小慢児童等及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施方法)

第2条 この事業は、市が第4条に規定する訪問介護事業者、訪問看護事業者（以下事業者）と療養生活支援の実施について委託契約を締結し、療養生活支援の利用実績に応じて委託料を支払うことにより実施する。

(対象者)

第3条 療養生活支援を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する小慢児童等とする。

- (1) 西宮市に住所を有すること。
- (2) 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している小慢児童等
- (3) 小慢児童等の介護を行う者が休養をとる必要が生じたこと、兄弟児の世話等の理由により、一時的に介護を受けることが困難、または家族だけではお世話が受けるのが困難になったこと。

(訪問介護事業者、訪問看護事業者)

第4条

療養生活支援を受託しようとする事業者は、事前に西宮市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業事業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受領したときは遅滞なく、当該事業所と委託契約を締結するものとする。

(利用申請)

第5条 療養生活支援を利用しようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用申請書（様式第2号）を市長に

提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、療養生活支援の利用の承認又は不承認を決定する。
- 3 市長は、前項の決定をしたときは、西宮市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用決定通知書兼利用券（様式第3号）（以下「利用券」という。）又は西宮市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 4 療養生活支援を利用することができる時間数は、年度毎に対象者1人当たり12時間以内とする。
- 5 療養生活支援の利用を承認した場合における当該承認の期間は、市長が当該利用の承認をした日の属する年度末日までとする。

（費用の負担）

第6条 対象者がこの事業を利用するにあたっては、費用の負担はないものとする。ただし、訪問看護費の他に発生する実費（交通費等）や、キャンセル料等については、対象者と訪問看護ステーション等医療機関との定めによるものとし、この要綱の定めによらないものとする。

（契約事業者への申込）

- 第7条 第5条第2項の規定による利用の承認を受けた保護者（以下「利用者」という。）は、第4条の規定により委託契約を締結した事業所とあらかじめ連絡の上、西宮市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用申込書（様式第5号）に利用券（様式第3号）を添えて、直接申し込むものとする。
- 2 契約事業者は、利用申込書を受理したときは、その利用について調整を行い、受入の可否について利用申込書（様式第5号）に記入し、その写しを申請者と市長に提出するものとする。

（療養生活支援の終了）

第8条 契約事業者は、対象者の療養生活支援が終了したときは、利用券（様式第3号）に利用年月日、時間、時間残数及び事業者名を記入し、利用者に返却するものとする。

（委託料の請求）

第9条 契約事業者は、対象者の療養生活支援を実施したときは、実施日の属する月の翌月に西宮市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用決定通知書兼利用券（様式第3号）の写しと西宮市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業実施報告書兼委託料請求書（様式第6号）を市長に提出し、委託料を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに委託料を支払うものとする。

(変更の届出等)

第10条 利用者は、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかに西宮市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用資格変更届(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(1) 対象者の氏名、住所又は連絡先

(2) 対象者の主な介護者の氏名、生年月日又は小慢児童対象者等との続柄

2 利用者は、利用券を紛失し、又は破損し、若しくは汚損したときは、西宮市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業再交付申請書(様式第8号)を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

(利用の承認の取消し等)

第11条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第2項の規定による承認を取り消すことがある。

(1) 小慢児童等が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用者が偽りその他不正の行為により第5条第2項の規定による承認を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、西宮市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用取消通知書(様式第9号)により利用者に通知するものとする。

(委託料の返還)

第12条 市長は、登録事業者が虚偽その他の不正な手段により第9条に規定する委託料の支払いを受けた場合は、当該事業者が事業の委託料の全額又は一部を返還させることとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。